

6 文科高第 1717 号  
障 発 0131 第 2 号  
令和 7 年 1 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 関 係 団 体 の 長  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長  
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学を設置する公立大学法人を設立する  
各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「公認心理師実習指導者養成講習会の実施について」  
の一部改正について

公認心理師実習指導者養成講習会については、公認心理師法施行規則第 3 条第 4 項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（令和 5 年文部科学省・厚生労働省告示第 6 号）により定められ、具体的な運用基準については「公認心理師実習指導者養成講習会の実施について」（令和 5 年 5 月 10 日 5 文科高第 140 号・障発 0509 第 3 号）（以下「通知」という。）により定めているところです。

今般、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

[本件担当]  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課公認心理師制度推進室  
電話：03-5253-1111（内線 3113）  
E-mail：[koninshinrishi@mhlw.go.jp](mailto:koninshinrishi@mhlw.go.jp)